資料１

指針の構成案

第１章
策定にあたって

1-1　人権尊重の理念
1-2　策定の趣旨と目的
1-3　国際社会と日本における取組
1-4　芦屋市における取組

第２章
基本的な方向性

人権教育・人権啓発のための
基本的な方向性

方向性の基本

人権課題に即して

第３章
主な人権課題の現状と方向性

3-0　情報化などに伴う人権侵害
3-1　女性の人権
3-2　こどもの人権
3-3　高齢者の人権
3-4　障がいのある人の人権
3-5　同和問題（部落差別）
3-6　外国人の人権及び多文化共生
3-7　性的マイノリティの人権
3-8　感染症患者などの人権
3-9　ハンセン病患者・回復者及び家族の人権
3-10 犯罪被害者などの人権
3-11 刑を終えて出所した人などの人権
3-12 その他の人権課題

第４章
それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

4-1　家庭
4-2　学校等
4-3　地域
4-4　事業所

教育・啓発の場に即して

方向性の推進

公的立場の従事者

第５章
市職員等への教育・啓発

5 -1　職員の意識向上
5 -2　特定事業従事者の意識向上

第６章
本指針の総合的効果的な推進

6 -1　事業計画の策定と評価
6 -2　推進体制の充実
6 -3　市民・職員意識調査の実施
6 -4　指針の期間と見直し

推進体制